

「子ども性暴力防止法」が 2026年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。これに伴い、教育実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

本学で教員免許状の取得を希望される方は、以下の内容をご理解・ご確認のうえ、出願をご検討くださいますようお願ひいたします。

【法文学部・教育学部・医学部看護学科・総合理工学部・生物資源科学部・教育学研究科・自然科学研究科】

- 本学では、教育学部・教育学研究科については入学前及び実習前に、その他の学部・研究科については実習前に、性犯罪前科の有無の確認に関する同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書を提出していただきます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

【教育学部・教育学研究科のみ】

- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより卒業または修了ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

【法文学部・総合理工学部・生物資源科学部・自然科学研究科】

松江地区学部等事務部学務課 教育学部附属教師教育研究センター担当

edu-kyoshi@office.shimane-u.ac.jp

【教育学部】

教育学部附属教育支援センター

aces@edu.shimane-u.ac.jp

【医学部看護学科】

医学部学務課 教育改革・教務担当

kango@med.shimane-u.ac.jp

【教育学研究科】

松江地区学部等事務部学務課 教育学研究科担当

sad-gakumu02@office.shimane-u.ac.jp